**(別記31-6)　（営農型太陽光発電設備関係）農地転用許可指令書（参考例）**

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令〇〇第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 年　　月　　日

　（申請者名）　様

岐阜県知事　〇〇　〇〇

　別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　許可期間は、　　　　年　　月　　日から 　　　年 　月 　日までとする。

２　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

３　転用事業者は、許可後、３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転

用事業者は遅滞なく事業着手届を、関係市町村農業委員会に提出すること。

　４　転用事業者は、許可に係る営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の

設置工事が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月後及びその後１年ごとに、

遅滞なく発電設備に係る設置工事の進捗状況報告書を、関係市町村農業委員会に提出

すること。また、発電設備の設置工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書を、

関係市町村農業委員会に提出すること。

　５　転用事業者は、発電設備の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び

収支の状況報告書を、毎年２月末までに、関係市町村農業委員会に提出すること。

なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

６　発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提と

して設置される当該発電設備を支えるためのものとして利用されること。

７ 転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくな

った場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必

要な改善措置を迅速に講ずること。

８ 転用事業者は、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくな

った場合若しくは確保されないと見込まれる場合、発電設備を改築する場合、営農型

太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、そ

の旨を関係市町村農業委員会に報告すること。

９　発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る

事業が廃止される場合には、支柱を含む当該発電設備を速やかに撤去し、農地として

利用することができる状態に回復すること。また、再度の許可を受けない場合は、許

可期間満了前に、同様の措置を講ずること。

10 農地への復元を完了した場合は、遅滞なく完了報告書を関係市町村農業委員会に提

出すること。

注意事項

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工

の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法

第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに

条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状

回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。

２　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha以下となる場合

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌

日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起するこ

とが認められる場合があります。